

## 福生多摩幼稚園小規模保育園乳幼児部ひよこの廃園について

## 1 概要

当該施設において、保育士の退職により配置基準を満たしていないことが懸念されたため、在園児に命の危険が及んでいる可能性があるとして判断し、「子ども・子育て支援法」及び「児童福祉法」に則り令和4年4月18日に確認監査を実施した。

監査の結果、保育士の配置基準を満たしていないことが改めて確認されたため、当該事業者に対して4月20日付で改善の勧告を行った。

その後、当該施設は改善勧告に従うことなく、当該施設を運営する学校法人三陽学園側から利用児童がいなくなった時点で廃園する旨の申請があった。

市としては改善勧告を行ったことや廃園の申請があったことを保護者説明会（5月16日（月）開催）において保護者に対し説明。5月20日（金）に利用者9名全員の転園が決定したため、同日、令和4年6月1日を廃止期日として廃園を承認した。

## 2 経緯（令和3年11月以降）

日付	内容
令和3年11月17日	実地検査を実施（11項目の指摘事項）
令和4年1月20日	検査結果を发出（改善状況報告書の提出期限は令和4年2月28日）
令和4年3月3日	期限までに改善状況報告書の提出がなかったことから、口頭による催告を実施（令和4年3月11日頃までに提出するとの回答あり）
令和4年3月18日	口頭による催告後も改善状況報告書の提出がなかったことから、提出催告を文書により发出（改善状況報告書の提出期限は令和4年3月31日）
令和4年4月18日	その後も改善状況報告書が未提出だったことなどから確認監査を実施
令和4年4月20日	改善勧告を実施（履行期限は令和4年5月10日）
令和4年5月11日	特別監査を実施し改善できていないことを確認
令和4年5月12日	特別監査の結果を通知
令和4年5月16日	法人から廃園の申請が提出される。市はこれを受理。
令和4年5月16日	保護者説明会を開催し、保護者に状況を説明
令和4年5月19日	転園申請の手續の締め切り
令和4年5月20日	利用者全員の転園が決定
令和4年5月20日	廃園申請を承認（期日：令和4年6月1日）。法人側に通知を手渡し
令和4年6月1日	廃園

### 3 利用者について

利用者は9名全員6月1日から他の施設に転園が決定した。ただし、「ならし保育」に再度対応しなければならないこと、入園準備（シーツを作成する等）が重複する、真に希望する施設への転園がかなわない等、多くの不満を市にも訴えている。

#### 【転園状況】

- ① 0歳児クラス…0名
- ② 1歳児クラス…4名全員転園決定（ちゃいれつく駅前保育園等）
- ③ 2歳児クラス…5名全員転園決定（東福保育園等）

なお、法人に対しては、5月31日まで可能な限り認可基準を遵守して適切な保育に努めるよう承認通知に指導を付すとともに、現場の保育士に対しても安全な保育を実施するよう、改めて口頭で依頼した。

### 4 影響

#### (1) 市全体の認可定員について

ひよこの認可定員分（0歳児クラス3名、1歳児+2歳児クラス16名、合計19名）の枠が減少することとなるが、令和5年4月から新園舎における保育を開始する予定となっている福生本町保育園の増改築等があり、待機児童が発生する可能性は高くないと考えられる。

#### (2) 周知等について

当該施設が廃園の申請を自ら提出したことにより、改善命令や認可取消等の強い行政処分に至らなかったことから、積極的な報道発表は不要となる。

関係機関、他自治体、市民等に周知するため保護者向けのしおりや市ホームページにおける該当箇所の修正等を行い適宜対応している。

### 5 財産処分について

当該施設は、建設当初に補助金（35,000千円）を活用しているが、減価償却されていないため、財産処分に当たっては補助金の返還が必要となる（都1/2、市1/2）。

現在、法人側及び東京都と調整を行っている。